別表（第２条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助事業名 | 新型コロナウイルス感染症回復者転院受入体制整備支援事業 |  |
| 補助事業の目的 | 新型コロナウイルスの感染患者の急増により入院病床の運用が厳しい状況にあることから、当該疾患より回復した者のうち、他疾患による治療が必要な者の転院受入れ体制整備を支援することにより、入院受入医療機関の病床を確保し、医療提供体制の充実を図る。 |
| 補助事業の  対象となる者 | 兵庫県内に施設を有する医療機関で、転院支援窓口の転院受入可能な医療機関に登録されており、新型コロナウイルス感染症により入院している者（新型コロナウイルス感染症から回復した者に限る。）の転院受入を行う保険医療機関 |
| 補助事業の  対象となる経費 | 転院受入に必要な体制整備にかかる経費 |
| 補助率 | 定額 |
| 補助金の額 | 補助金の交付額は、次により算出するものとする。  ただし、補助金の交付は、予算の範囲内とする。  (1) 受入病床１床につき600万円と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。  (2) (1)により選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に補助率を乗じた額を補助額とする（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）。 |
| 適用除外する条項 | ― |
| その他の事項 | 本補助事業の要件として、受入要請があった場合には一時的にでも確実に受入れることとし、特別な理由もなく転院受入を拒否した場合には補助金の趣旨・目的を達成したとはみなされず、補助金の返還を求めることもある。 |

別　　に　　定　　め　　る　　事　　項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 関係条項 | 内　　　　　　　　　　　　　　　容 |  |
| 第　３　条 | （添付書類）  事業計画書（別紙１-１）  補助金所要額調（別紙１-２） |
| （指定期日）  別に通知する日 |
| 第７条　第１項 | （軽微な経費配分の変更）  　補助金額に増額が生じない経費の変更 |
| （軽微な事業内容の変更）  　事業計画の目的を変更しない変更 |
| （添付書類）  第３条に定める添付書類に準じる |  |
| （指定期日）  別に通知する日 |
| 第９条　第１項 | （報告事項等）  　別途通知する |
| 第　１１　条 | （添付書類）  事業実施報告書（別紙２-１）  補助金精算額調（別紙２-２） |
| （指定期日）  事業完了後30日以内（第8条の規定により事業の廃止の承認を受けたときは当該承認を受けた日から30日以内）又は翌年度の４月10日のいずれか早い日 |
| 第１９条　第１項 | （処分制限期間）  2008年（平成20年）厚生労働省告示第384号「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」に準じる。 |